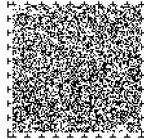


第4章 第2期ふじさわ障がい児福祉計画



1. 第2期ふじさわ障がい児福祉計画の基本的な考え方

(1) 位置付け

第2期ふじさわ障がい児福祉計画は、本計画の基本理念やめざす社会像を踏まえ、児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標並びに各年度における指定通所支援及び指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定めるものです。

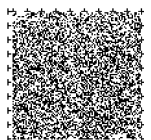
(2) 基本的な考え方

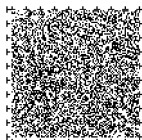
本市では児童福祉法の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりが当然の権利として、自分らしく生きることのできる地域づくりを進めます。そのためには、障がい児を「障がいのある子ども」としてではなく、「子どもに対する様々な課題の一つとして障がいがある」と捉え、障がい児支援サービスのみならず、すべての子どもの健やかな成長及び発達並びに自立のための子育て支援や、教育機関による支援、医療サービス等を一体的に提供しながら、地域全体で子どもの成長を支援していくことが必要です。

「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」〔計画期間：2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）〕では、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めています。

また、「藤沢市子ども共育計画」〔計画期間：2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）〕では、「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を同計画のめざす基本的な方向性としています。

「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」では、国の基本指針を踏まえ、同時に、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」と「藤沢市子ども共育計画」とも整合性を図りながら、障がいの有無にかかわらず、子どもが自分らしく生きることのできる地域共生社会をつくるために、障がい児支援の提供体制の整備に努めます。





図表 4-1-1 第2期ふじさわ障がい児福祉計画の枠組み

国の基本指針

◆障がい児支援の提供体制整備の目標◆

- (1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備
- (2) 保育所等訪問支援のサービス提供体制の強化
- (3) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制の強化
- (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

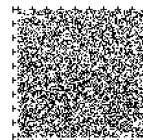


◆障がい児支援サービスの見込み量◆

区分	サービス	内容
障がい児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後又は休校日に、生活能力向上のための訓練等や放課後の居場所提供を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請における障がい児支援利用計画の作成を行う。	



◆障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策◆



2. 障がい児支援の提供体制整備の目標

国の基本指針では、今回新たに策定する第2期ふじさわ障がい児福祉計画において、障がい児向けのサービス提供体制の計画的な構築に向けて地域支援体制を整備することが求められています。本計画の計画期間中における、障がい児向けの支援体制の整備に関する本市の考え方は次のとおりです。

(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付けるとしています。そして、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することとしています。

現在、本市は、児童発達支援センターを2か所設置しています。そのうち、地域における障がい児やその家族への支援を行う施設と位置付けられている公設施設の「藤沢市太陽の家・しいの実学園」を中心に、障がい児の抱える困り事や相談ニーズを踏まえた上で、障がい児への支援に取り組んでいます。

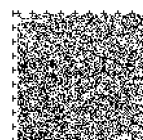
2023年度（令和5年度）における児童発達支援センターの設置については、引き続き2か所を維持することを目標とし、児童発達支援センターの役割として専門的な支援の質を確保しつつ、他の障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な支援体制の整備と充実に努めます。

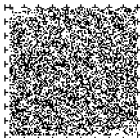
(2) 保育所等訪問支援のサービス提供体制の強化

国の基本指針では、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、2023年度（令和5年度）末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

現在、本市では児童発達支援センター等で保育所等訪問支援事業を実施していますが、充足しているわけではなく、同サービスの利用は進んでいない現状があります。

多くの利用希望者が、円滑にサービスを利用できるよう、新たに参入する事業所を増やしていく取組を既存事業所の協力を得ながら実施し、サービス提供体制の強化に努めます。





(3) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制の強化

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、2023年度（令和5年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保することとしています。

本市には、重症心身障がい児等の支援が可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がありますが、事業所全体に占める割合はまだ少ないため、今後も、重症心身障がい児等の支援が可能な事業所への看護師配置に対する助成等の支援を引き続き行い、サービス提供体制の強化に努めます。

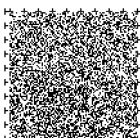
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

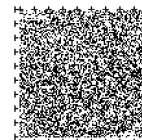
国の基本指針では、2023年度（令和5年度）末までに、各市町村において医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等の支援に関するコーディネーターを配置することを基本とするとしています。

本市においては、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」において、医療的ケア児を含む重度障がい児者に関する協議を進めてきました。2019年（令和元年）7月からは、その分科会として「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」を立ち上げ、市内に配置された医療的ケア児等コーディネーターを中心に、重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズの把握と、医療的ケア児等の支援に関する地域の課題把握及びその対応策の検討を開始しました。

また、湘南東部圏域においては、2017年（平成29年）3月から「重度障害者等の医療ケアに関する連絡会」が発足し、医療的ケアが必要な人に関する協議が進められています。

これらの協議の場を活用し、医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら、引き続き医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう支援体制の整備に努めます。





3. 障がい児支援サービスの見込み量（令和3年度～令和5年度）

(1) 障がい児通所支援サービス

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査やヒアリング調査等において障がい児の保護者からの利用ニーズが多く見られることや、障がい児数が増加していることから、今後もニーズの拡大が想定され、障がい児通所支援サービス全体について、引き続きサービスの利用が増加するものと見込んでいます。

児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、未就学の障がい児の人数や今後の障がいの早期発見への取組体制等を考慮し、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、就学期の障がい児の人数や特別支援学校に在籍する児童数、特別支援学級数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、市内に事業所がないため定期的な利用はありませんが、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児の人数を考慮してサービス量を見込みました。

保育所等訪問支援については、これまでの実績に加え保育所・幼稚園の設置状況、本サービスの周知に向けた取組状況等を考慮してサービス量を見込みました。

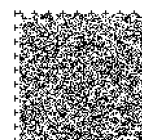
居宅訪問型児童発達支援は、市内及び近隣市町村にサービスを提供できる事業所がないため利用実績はありませんが、未就学の重症心身障がい児の動向等を踏まえた上でサービス量を見込みました。

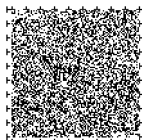
図表 4-3-1 障がい児通所支援サービスの1か月あたりの見込み量

区分	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援	人	407	427	448
	人日	3,589	3,766	3,951
放課後等デイサービス	人	922	1,023	1,135
	人日	10,944	12,143	13,472
医療型児童発達支援	人	0	0	1
	人日	0	0	4
保育所等訪問支援	人	12	14	16
	人日	18	21	24
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1
	人日	0	0	10

注1. 利用人数は、各年度末の実利用者数です。

注2. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。





(2) 障がい児相談支援

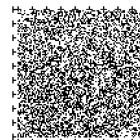
年々、障がい児サービスを利用する障がい児が増えており、相談支援に対するニーズも引き続き増大していくことが見込まれますが、事業所数や担い手となる相談支援専門員の不足が継続した課題となっています。また、アンケート調査やヒアリング調査においても、障がい児相談支援に対するニーズが見られるほか、障がい児を取りまく家族の課題も多様化・複雑化しており、このような現状に対応するために、相談支援事業所や相談支援専門員の確保等、障がい児に関する相談支援体制の強化が必要となっています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や、支給決定者数の内、相談支援事業所等を活用せず、障がい児の保護者自身が障がい児支援利用計画を策定する「セルフプラン」の割合、今後の相談支援事業所の動向等を踏まえつつ、本市の実情を考慮した上で見込みました。

図表 4-3-2 障がい児相談支援の年間見込み量

区分	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障がい児相談支援	人	300	338	385
(参考) 相談支援専門員の 必要見込み数	人	50	52	55

注. 障がい児相談支援の利用人数は、各年度末の実利用者数を示しています。



(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアの必要な障がい児が地域で日常生活を送るためには、保健、医療、障がい福祉等において、必要な支援が適切に受けられることが重要です。また、関係機関が連携して支援するためには総合的な相談への対応及び調整が可能なコーディネーターの存在が必要となります。

本市においては、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」とその分科会である「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」において、医療的ケア児等の支援に関する地域課題の把握や、関係機関等の連携推進、研修会の開催等の取組を実施し、医療的ケア児等コーディネーターを中心として医療的ケア児等の支援の推進を図っています。

県の実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の参加人数及び実施状況を踏まえ、2023年度（令和5年度）における医療的ケア児等コーディネーターを6人と見込みました。

図表 4-3-3 医療的ケア児等コーディネーターの年間見込み量

区分	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	6	6	6

注. 医療的ケア児等コーディネーターの人数は、各年度末の配置人数を示しています。

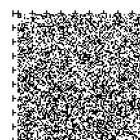
(4) 障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策

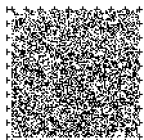
近年、障がい児に対する支援ニーズの増加と質の多様化が見られ、障がい児支援サービスはその重要性を増しています。そのため、本市においても、地域共生社会をめざす中で、サービスの量と質の確保に向けた取組を積極的に進めます。

市内の障がい児通所支援サービスの事業所数は増加傾向にある一方、各事業所によるサービス内容等が多様であり、サービスの質を担保するための取組が引き続き求められています。

市内の障がい児通所支援事業所と連携し、児童発達支援ガイドラインや放課後等デイサービスガイドラインを活用した研修等を行い、障がい児や家族のニーズに対応した適切なサービスが受けられるよう支援内容の向上を図っていきます。また、保育所等の子育て支援に関連する施設と、児童発達支援センターを中心とした障がい児通所支援事業所との連携を推進し、支援ニーズの多様化に対応していきます。

医療的ケアが必要な障がい児については、必要なサービスを利用できるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置や放課後等デイサービス事業所への看護師配置に対する助成等の取組を継続するとともに、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」とその分科会である「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」を活用し、支援のあり方を検討していきます。





専門職が障がい児支援利用計画の策定を行う障がい児相談支援については、障がい児の保護者から、「障がい児」から「障がい者」への制度上の移行期における支援の継続性の確保や、相談先が見つからないことにより、セルフプランを作成することなどが課題として指摘されています。

そこで本市では、希望する障がい児やその保護者すべてが相談支援を受けられるよう、相談支援専門員の人材確保に向けた研修受講の呼びかけや、相談支援事業所を対象とした障がい児支援サービスや子育て支援サービスの理解を深めるための研修の実施、また、相談内容が困難と判断される場合に基幹相談支援センターと連携することにより、障がい児相談支援事業所を支援し、障がい児相談支援の利用しやすい環境の整備を進めていきます。

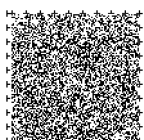
図表 4-3-4 障がい児支援サービスの見込み量一覧

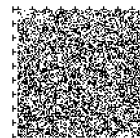
区分	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
①児童発達支援	人	407	427	448
	人日	3,589	3,766	3,951
②放課後等デイサービス	人	922	1,023	1,135
	人日	10,944	12,143	13,472
③医療型児童発達支援	人	0	0	1
	人日	0	0	4
④保育所等訪問支援	人	12	14	16
	人日	18	21	24
⑤居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1
	人日	0	0	10
⑥障がい児相談支援利用者数	人	300	338	385
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	6	6	6

注1. ①～⑤の数値については、年間の見込み量とし、各年度3月の利用分を示しています。

注2. ⑥の利用者数の数値については、年間の見込み量とし、各年度末の実利用者数を示しています。

注3. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。





(参考) 【市内におけるサービス提供事業所数】

2020年(令和2年)11月現在のサービス提供事業所数を基に、2023年度(令和5年度)までのサービス見込み量の動向を考慮し、令和5年度のサービス見込み量を1事業所あたりの平均利用人数で除して、令和5年度のサービス提供事業所数を算出しました。

図表 4-3-5 障がい児支援サービス提供事業所数

区分	令和2年11月時点	令和5年度の見込み
児童発達支援	28 箇所	32 箇所
放課後等デイサービス	47 箇所	63 箇所
医療型児童発達支援	0 箇所	0 箇所
保育所等訪問支援	3 箇所	4 箇所
居宅訪問型児童発達支援	0 箇所	0 箇所
障がい児相談支援	13 箇所	19 箇所

注. 令和5年度の見込み量については、年度末の事業所数を示しています。

